平成２６年（フ）第４０４号
埼玉県飯能市大字岩沢508番地　パーク武蔵野Ａ―203、前住所埼玉県飯能市大字中山268番地１　メゾネット新井２―３
債務者　成田　美江
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６３号
埼玉県坂戸市関間４丁目４番39号　ライオンズガーデン若葉116号室
債務者　岡村　耕也
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６９号
埼玉県川越市大字天沼新田54番地７　レオパレスフロラシオンⅡ111号室
債務者　宮城虎太郎
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４７７号
埼玉県川越市大字上戸81番地１
債務者　児玉　秀子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１１号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目12番27号　バンキャビオン304
債務者　鈴木　隆史
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０２号
静岡県富士市伝法2749番地の２　Ｂ棟
債務者　豊島　良子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８６号
愛知県高浜市湯山町８丁目６番地８　メゾウッド湯山Ａ号室岩元勉方、住民票上の住所愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　17号棟103号室
債務者　横山　晴菜（旧姓岩元）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市大磯町５番12号
債務者　田中　義信
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
福岡県行橋市南泉３丁目58番23号
債務者　高丘　圭一
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
福岡県京都郡苅田町神田町３丁目９番地32
債務者　中司　民子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
北海道空知郡上砂川町字上砂川町100番地15（中央南２条２丁目１番13号）
債務者　平瀬　久恵
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
北海道赤平市字赤平525番地（通称住友新町）
債務者　臼谷　勝彦
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
岐阜県恵那市長島町中野1092番地１　ユースカイヒル203号
債務者　千藤　勝彦（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１０２号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の305
債務者　上田　　実
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１０３号
岐阜県多治見市精華町68番地　ハイツ精華103
債務者　安江　由美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第５７号
愛知県一宮市冨田字仮宮12番地２
債務者　中島　征子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５６号
茨城県つくば市花畑１丁目10番地24　ハウスオリエントＢ棟202号
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係